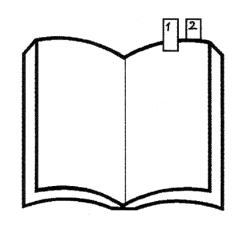
## 審查用楽譜提出要領

打ち合わせ会の際、以下の点によく注意して楽譜 5 冊を必ず提出してください。

- ① 審査員が譜面台に置く際、閉じないように演奏曲全てのページによく<u>折りぐせ</u>をつける。
- ② <u>曲の先頭ページに付せん</u>を貼る。ただし、五線譜にかからないように貼り、長すぎないようにする。複数曲演奏する場合にはその付せんに「曲順の番号」を記入する。
- ③ 楽譜の表紙に5冊とも必ず合唱団名を記入する。
- ④ 楽譜を入れる袋にも合唱団名を記入する。



楽譜の表紙に大きく合唱団 名を記入(添付)する。



付箋紙を使って演奏曲の先頭ページに演奏順の番号を付す。



合唱団名を記入する。

※打ち合わせ会の日に提出出来ない場合には、打ち合わせ会の日に事務局ブースに置いてある 「楽譜提出確約書」に必要事項を記入してその用紙を提出し、楽譜は後日郵送していただきます。

## ※ 楽譜の使用について

審査用楽譜として提出される楽譜も含め次のことにご注意ください。

- ・ 出版されている楽譜の場合、すべての団員が正規に購入した楽譜をお使いください。
- ・ コピー楽譜の場合は、コピー楽譜を使用しなければならない事情(絶版等)を確認のうえ、著作者、 出版社等権利者の許諾を得てください。(日本音楽著作権協会等の著作権管理者の許諾が必要な場合 もあります。)なお、審査用楽譜として提出する場合はすべての許諾文書のコピーを提出楽譜に添付 してください。すべての権利者の許諾が得られない場合は演奏することができません。
- ・ 著作権フリー(著作者は存在するが自由に使用を認めている)の曲を使用する場合は、著作者が記載した確認書(曲の使用が自由であることを示した文書)でコンクール使用可能であることを十分に確認して使用すること。審査用楽譜として提出する場合はその確認書のコピーをすべての楽譜に添付すること。この場合の注意点は、確認書の中に条件として「商業目的」や「営利目的」の場合は使用禁止とされていることが多い。この場合は使用を認めることは出来ません。(入場料をいただいているコンクールは商業目的と解釈される可能性があります)使用する場合は上記の「コピー楽譜の場合は」を読んで対処してください。
- その他いろいろなケースが考えられます。不明な場合は事務局にお問い合わせください。